

議案第 28 号

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

公民館等使用料の無料化及び飛驒市東町コミュニティーセンターの廃止に伴う改正

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1 公の施設の使用料(2)コミュニティー施設の表東町コミュニティーセンターの部を削る。

附則に次の1項を加える。

（令和5年度における特例）

- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り、第2条及び別表第2の規定にかかわらず、同表中1公の施設の使用料(1)公民館施設、(5)保健センター及び3公の施設附属設備使用料の表に規定する施設の使用料は、市民が利用する場合にあっては無料とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>本則 略</p> <p> 附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別表第1（第2条関係） 略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p> 1 公の施設の使用料</p> <p> (1) 略</p>	<p>本則 略</p> <p> 附 則</p> <p>1・2 略</p> <p> <u>(令和5年度における特例)</u></p> <p><u>3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り、第2条及び別表第2の規定にかかわらず、同表中1公の施設の使用料(1)公民館施設、(5)保健センター及び3公の施設附属設備使用料の表に規定する施設の使用料は、市民が利用する場合にあっては無料とする。</u></p> <p>別表第1（第2条関係） 略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p> 1 公の施設の使用料</p> <p> (1) 略</p>

(2) コミュニティー施設

公の施設 の名称	区分	使用料			備考	
		午前	午後	夜間		
		8 : 30— 12 : 00	13 : 00— 17 : 00	18 : 00— 22 : 00		
高齢者活動・生活支援促進機械施設の部～宮川町高齢者コミュニティーセンターの部 略						
山之村 地区多 目的集 会施設	略	略	略	略	略	
東町コ ミュニ ティー センタ ー	小会議室	250	290	290		
	会議室 1	160	190	190		
	会議室 2	160	190	190		
	中会議室	320	360	360		
	集 会 室	全面ステ ージ(除く)	730	830		830
		ステージ	150	170		170
調理室		100	110	110		
夢館の部～神岡町ふれあいセンターの部 略						

以下 略

(2) コミュニティー施設

公の施設 の名称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8 : 30— 12 : 00	13 : 00— 17 : 00	18 : 00— 22 : 00	
高齢者活動・生活支援促進機械施設の部～宮川町高齢者コミュニティーセンターの部 略					
山之村 地区多 目的集 会施設	略	略	略	略	略
_____	_____	—	—	—	
_____	_____	—	—	—	
_____	_____	—	—	—	
—	_____	—	—	—	
	— _____	—	—	—	
	— _____	—	—	—	
	— _____	—	—	—	
	_____	—	—	—	
夢館の部～神岡町ふれあいセンターの部 略					

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例
担当部	教育委員会事務局
提案理由	公民館等使用料の無料化及び飛騨市東町コミュニティーセンターの廃止に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>1 公民館施設使用料の無料化</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により低迷しているコミュニティー活動を促進するため、令和5年度の1年間、市民の使用に限り公民館等施設の使用料を無料とする特例措置を規定するもの。</p> <p style="text-align: right;">(附則第3項関係)</p> <p>[対象となる施設]</p> <p>(1) 公民館施設 (7施設)</p> <p>① 公民館</p> <p>古川町公民館、河合町公民館、宮川町公民館、神岡町公民館(神岡町公民館附属設備使用料を含む。)</p> <p>② 公民館分館</p> <p>古川町千代の松原公民館、神岡町公民館釜崎分館、神岡町公民館東分館</p> <p>(2) 保健センター (1施設)</p> <p>古川町保健センター分館</p> <p>2 東町コミュニティーセンターの廃止</p> <p>東町コミュニティーセンターについて、地域の実情に応じた利用ができるようにすることで地域活動の活性化を図ることを目的として、地元地縁団体へ無償譲渡するため、当該条例上の位置付けを廃止するもの。</p> <p style="text-align: right;">(別表第2関係)</p>
市民への影響等	<p>1 利用する市民にとって有利となる改正</p> <p>2 特になし</p>

(参考) 近年の施設利用実績

公民館施設等

(単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
古川町公民館	24,655	12,396	20,320
河合町公民館	4,110	1,850	1,498
宮川町公民館	2,334	1,759	1,601
神岡町公民館	22,311	10,833	12,699
千代の松原公民館	10,093	4,463	7,232
釜崎分館	—	—	98
東分館(用途倉庫)	4団体	4団体	4団体
保健センター分館	4,209	1,566	1,818

東町コミュニティーセンター

(単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東町コミュニティーセンター	2,309	1,012	606

施行日	令和5年4月1日
-----	----------

備考	
----	--